

令和 8 年 7 月 1 日

防衛装備庁調達管理部原価管理官

令和 8 年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号）第 70 条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」（防経装第 8927 号。25. 6. 26）第 26 項第 1 号の規定に基づき防衛大臣承認事項の概要を別紙のとおりお知らせします。

なお、問い合わせに関しましては、原価管理官までお願いします。

令和８年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（以下「訓令」という。）第７０条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第２３項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要

１ 標準的な数値（訓令第７０条第１項）

（１）標準金利 １．２％

標準金利は次に示すアからエまでの金利を（株）日本経済研究所「企業財務データバンク」（令和４年度から令和６年度までのデータ）から求めた製造業平均の資本構成比率（無利子負債：２２．０％、短期借入金：８．２％、長期借入金：９．０％、社債：６．１％、自己資本：５４．７％）により加重平均した。

ア 短期金利 １．１２０％

イ 長期金利 １．１９０％

ウ 社債金利 ０．８２８％

エ 国債金利 １．８３０％

アからエまでの出所は、次のとおり。

ア及びイ 日本銀行ホームページ「統計（時系列データ、貸出金利）」（２０２６年２月）の貸出約定平均金利（ストック）

ウ 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」及び「公社債便覧」より求めた２０２６年４月末の未償還社債の応募者利回りの平均値

エ 日本相互証券（株）ホームページ「主要レート推移」の２０２６年４月時点における１０年国債の直近１年間の平均金利

（２）標準利益率 ８．６％

（３）標準経営資本回転率 １０８．２１％

（２）及び（３）は、（株）日本経済研究所「企業財務データバンク」（平成２７年度から令和６年度までのデータ）を用いて製造業平均値を算出しており、令和５年４月１日より前に入札又は商議を実施し締結した原価監査付契約又はこれと同種の契約の代金の確定又は精算等に適用する利益率の算定において使用するものである。

２ コスト変動調整率（訓令第７０条第２項）

原則として、下表のとおりとする。

適用対象	コスト変動調整率
歳出契約	１．０％
２年国債契約	２．０％
３年国債契約	３．０％
４年国債契約	４．０％
５年以上国債契約	５．０％
継続費による契約	上記区分と同様とする。

表：コスト変動調整率の値と適用対象

3 適用基準及び調整基準（訓令第70条第3項）

（1）加工費率（訓令第44条ただし書及び訓令第57条第1項ただし書）

ア 適用基準

当年度計算値が前年度設定値を超える場合に適用する。

イ 調整基準

適用基準による超過分を一定限度内で容認する。

なお、別表にて調整基準の細部を示す。

（2）一般管理及び販売費率（訓令第60条ただし書）

ア 適用基準

対象企業に事業構造等の変更があった場合に適用する。

イ 調整基準

事業構造等の変更を考慮した額をもって、当年度の計算の基礎とする。

4 算定基準（訓令第70条第3項）

利益率（訓令第65条）

令和8年度に適用する標準個別経費率における利益率の算定基準（令和7年7月1日公表）に基づき令和7年度中に定めた値を適用値とする。

5 留意事項

この公示に示す標準的な数値、適用基準、調整基準及び算定基準は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」、「代金の中途確定に関する特約条項」、「超過利益の返納に関する特約条項」又は「契約履行後の代金の確定に関する特約条項」を付して実施する制度調査又は原価監査（以下「制度調査等」という。）、及び防衛装備庁が実施する経費率の調査において、原価情報の全面的な開示に協力が得られる企業の経費率の算定に適用する数値及び基準である。したがって、これらの調査に協力が得られない企業又は制度調査等において不正行為が発覚した企業の経費率については、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定又は必要な調整を行うものとする。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大以降続く原材料費等の高騰や、政府としての経済団体に対する賃上げ要請等昨今の情勢に起因する価格の変動要素については、種々の経済指標の確認や企業への調査を行い、価格算定時に適切に対応していくものとする。また、防衛調達における情報セキュリティ強化に伴って発生する費用及び継続的に発生する情報セキュリティの維持に関する費用等についても、事業計画書等の確認やヒアリングにより、契約の履行に必要な経費として認められるものは、適切に対応するものとする。

なお、予定価格保全の観点から、この大臣承認事項に基づき算定した経費率については公表しないものとする。

加工費率の反映率の評価基準

別表

基準項目	評価項目			評価基準	評価内容			
原価情報等開示	経費率算定資料一式の提出時期			経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限までに提出した場合	提出期限までに提出			
				経費率算定資料の提出依頼文書に記載した提出期限を超えて提出した場合	提出期限を超えて2週間以内に提出			
					提出期限を超えて1か月以内に提出			
					提出期限を超えて1か月と2週間以内に提出			
					提出期限を1か月と2週間以上を超えて提出			
					(加点項目) 提出可能な資料を適時提出した場合は、資料一式の提出時期に応じた評価点に加点			
	※合理的と認められる理由により提出が遅れたものについては、提出期限を再設定し評価すること。 ※一度資料一式を提出したものの、不備等により経費率算定業務に支障を来すほどの大幅な差替え（各様式の内容に疑義・不足があり、算定業務を行えない状況にある）や差替えの頻発などが生じ、適切な資料提出だったとは認められない場合は、算定業務のための適切な資料一式が整ったと判断できた時点を以て資料の提出と認め評価すること。							
	経費率調査への対応	経費品質資料	様式の一致	様式又は様式に対応する資料が漏れなく揃っていること	資料が漏れなく揃っている			
					資料が揃っていない			
			変更事由（時点更新を除く。）の明示	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料で明示していること	明示している、又は変更がない	明示していない		
		調査への協力度合い	情報の開示	経費率算定担当者が必要とする情報を漏れなく開示していること（提示・提出は問わない）	開示している	開示していない		
			変更事由（時点更新を除く。）の説明	前年度から考え方を変更した点について、経費率算定資料や補足資料を用いて事前又は資料提出時に説明していること	説明している、又は変更がない	説明していない		
			質問への回答	回答期限の遵守や期限に間に合わない場合には連絡していること	連絡している、又は連絡の必要がない	連絡していない		
			適切な対応者（実地調査時）	調査事項に関して、詳細を正確に把握する責任者や担当者等が説明や質疑に対応していること	適切な者が対応している	適切な者が対応していない		
			予定価格算定への対応			契約担当官等からの調達の実績資料の提供の求めに応じていること	予定価格算定に当たって官が要求した実際原価について、ほぼ常に、かつ、内容的にも十分に開示している。	
		予定価格算定に当たって官が要求した実際原価について、ほぼ常に、かつ、内容的にも十分に開示しているとまでは言えない。						
	基準項目	評価項目			評価基準	評価内容		
	効率化努力	加工費率計算値			今年度計算値<前年度計算値			
					操業の減少に対して	加工費額（費用）の増加	操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が1％以下	
							操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が1％を超え2％以下	
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が2％を超え3％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が3％を超え4％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が4％を超え5％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が5％を超え6％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が6％を超え7％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が7％を超え8％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が8％を超え10％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が10％を超え12％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が12％を超え15％以下								
操業の減少率（対前年度）－加工費の増加率（対前年度）が15％を超える								
加工費額（費用）の減少						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が1％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が1％を超え2％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が2％を超え3％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が3％を超え4％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が4％を超え5％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が5％を超え6％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が6％を超え7％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が7％を超え8％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が8％を超え10％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が10％を超え12％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が12％を超え15％以下		
						操業の減少率（対前年度）－加工費の減少率（対前年度）が15％を超える		
操業の増加に対して					加工費額（費用）の増加	加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が1％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が1％を超え2％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が2％を超え3％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が3％を超え4％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が4％を超え5％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が5％を超え6％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が6％を超え7％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が7％を超え8％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が8％を超え10％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が10％を超え12％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が12％を超え15％以下		
						加工費の増加率（対前年度）－操業の増加率（対前年度）が15％を超える		
加 点 項 目					操業の変動における防需の寄与度に応じて負担（調整）		※加工費率の算定に用いる費用又は操業が、直接工数や人員等の防需割合による按分で算出した値となっている場合には、本評価項目における防需割合の測定対象は当該操業とはせず、按分前の操業を対象とするものとする。	